

公益財団法人兵庫県体育協会 総合型地域スポーツクラブ兵庫県協議会  
総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度について

令和3年9月21日

公益財団法人兵庫県体育協会

## 1 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度 兵庫県版制度の概要

1-1 県版制度創設までの流れ

1-2 総合型地域スポーツクラブ兵庫県協議会諸規程(県版制度)  
の体系図

1-3 総合型地域スポーツクラブ兵庫県協議会諸規程について

## 2 総合型地域スポーツクラブの質的充実に向けて

2-1 総合型地域スポーツクラブ登録認証制度 体制図

2-2 総合型地域スポーツクラブ登録支援事業

2-3 各関係機関への登録認証制度への御協力のお願い

2-4 令和4年度からの予備登録申請に向けた今後のスケジュール

# 1-1 県版制度創設までの流れ

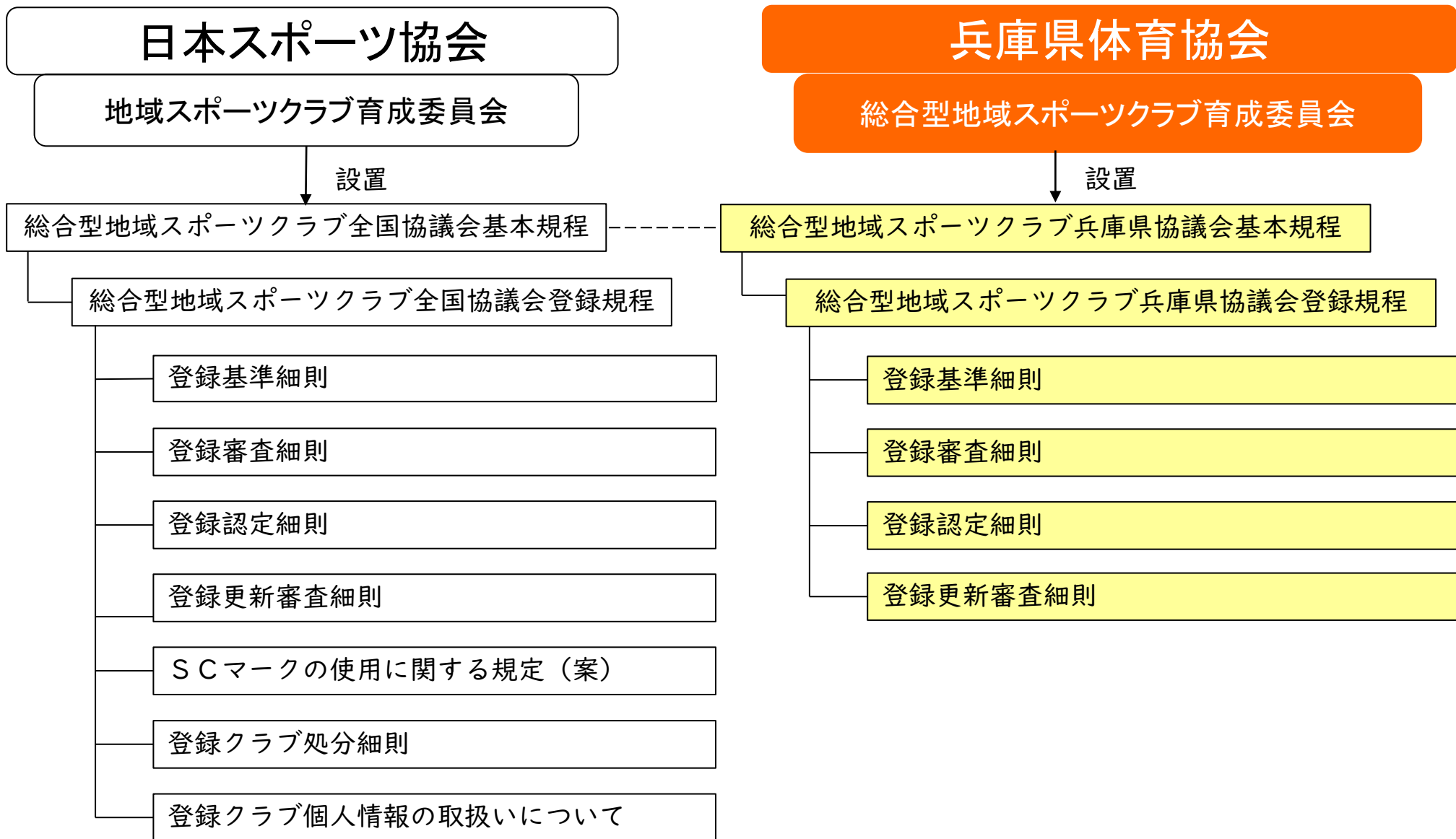
## スポーツ庁・日本スポーツ協会

- H30.6 スポーツ庁委託事業総合型クラブの質的充実に向けた支援推進事業を日本スポーツ協会が受託。都道府県版制度のモデル事業について、新潟県スポーツ協会および兵庫県体育協会に事業委託。
- H31.2 スポーツ庁は総合型クラブ登録・認証制度の枠組を策定(H31.2.12)し、都道府県スポーツ主管課長宛通知(H31.2.22)
- H31.3 スポーツ庁委託事業において制度モデルを検討し、スポーツ庁へ報告。
- R2.2 総合型地域スポーツクラブ全国協議会総会にて諸規程案の承認（規約の改定決議）。
- R2.3 日本スポーツ協会会議（理事会等）にて諸規程案の承認
- R2.4.3 総合型地域スポーツクラブ登録認証制度の制度制定について、都道府県体育・スポーツ協会、都道府県連絡協議会に通知し、都道府県版制度の整備について依頼。

## 兵庫県体育協会

- H30.7.18 スポーツ庁委託事業総合型クラブの質的充実に向けた支援推進事業を日本スポーツ協会から再委託。総合型クラブ登録認証制度の導入のシミュレーションを行った。
- H31.2.8
- R2.11.1 総合型地域スポーツクラブ登録認証制度の導入にかかる検討委員会設置。総合型地域スポーツクラブ兵庫県協議会の諸規程（県版制度）原案を作成。
- R3.3.11
- R3.5.12 県版制度原案を日本スポーツ協会に報告。
- R3.6.11 日本スポーツ協会から県版制度原案が総合型地域スポーツクラブ全国協議会の制度と整合性が保たれた内容であるとの通知があった。
- R3.8.31 兵庫県体育協会理事会において、総合型地域スポーツクラブ育成委員会の設置を承認。
- R3.9.6 総合型地域スポーツクラブ育成委員会に総合型地域スポーツクラブ兵庫県協議会を設置。

# 1-2 総合型地域スポーツクラブ兵庫県協議会諸規程の体系図



# 1-3 総合型地域スポーツクラブ兵庫県協議会諸規程について(基本規程)

基本規程は、総合型地域スポーツクラブ兵庫県協議会（以下「県協議会」という）の基本原則を定めたものである（基本規程第1条）。

## 目的（基本規程第2条）

第2条 県協議会は、兵庫県におけるスポーツ推進の基本理念である「スポーツ立県ひょうご」の実現に向けて、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の持続可能な運営体制の構築を図り、総合型クラブが「社会的な仕組み」として地域社会に定着することを目的とする。

## 事業（基本規程第4条）

第4条 県協議会は、第2条に定める目的を達成するために、次の事業を行う。

- |                       |                          |                    |
|-----------------------|--------------------------|--------------------|
| (1) 総合型クラブの情報交換と交流    | (4) 総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動 | (7) 本協会加盟団体等との連携   |
| (2) 総合型クラブの活動支援       | (5) 総合型クラブ育成に関する調査研究     | (8) そのほか目的達成に必要な事業 |
| (3) 総合型クラブの財源確保に対する支援 | (6) 総合型クラブの顕彰に関する研究      |                    |

## 登録（基本規程第5条）

第5条 県協議会への加入は、登録をもって行う。

2 登録に関しては、別に定める。

## 役員（基本規程第6条）

第6条 県協議会に、次の役員を置く。

- |               |               |
|---------------|---------------|
| (1) 幹事長 1名    | (3) 常任幹事 9名以内 |
| (2) 副幹事長 2名以内 | (4) 委員 各クラブ1名 |

## 総会の構成（第15条）

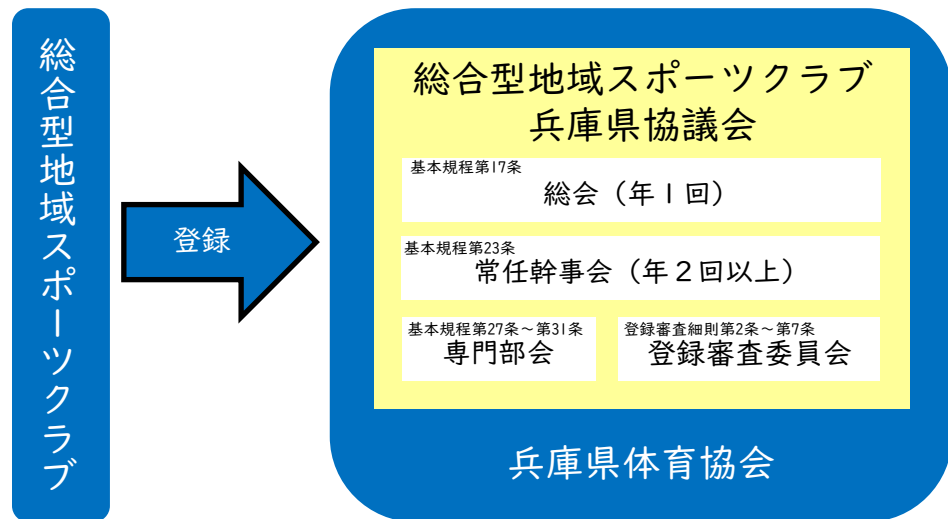
第15条 総会は、第6条に定める役員をもって構成する。

## 常任幹事会の構成（第21条）

第21条 常任幹事会は、第6条に定める幹事長、副幹事長及び常任幹事をもって構成する。

## 設立時の役員（附則2）

附則2 本規程第6条に定める役員について、県協議会に加入するクラブから役員が選出されるまでは、クラブ育成委員会の委員をもって構成する。



# 1-3 総合型地域スポーツクラブ兵庫県協議会諸規程について(登録規程)

基本規程第5条第2項に基づき、県協議会の登録に関することについて定めたものである(登録規程第1条)。

## 目的(登録規程第2条)

第2条 登録は、基本規程第2条にのっとり、総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)が県協議会に加入することを目的として行うものとする。

## 登録申請(登録規程第3条)

第3条 登録は、県協議会が別に定める登録基準を具備したものをもって、県協議会を通じ、総合型地域スポーツクラブ全国協議会(以下「全国協議会」という。)へ総合型クラブ単位で申請する。

## 有効期限(登録規程第6条)

第6条 登録の有効期間は、当該年度の11月1日から1年間とする。

## 登録更新(登録規程第7条)

第7条 登録は、年度ごとにこれを更新する。  
2 登録更新審査については別に定める。

## 権利(登録規程第8条)

第8条 登録クラブは、次の権利を有する。  
(1) 全国協議会及び県協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。  
(2) 全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際に関する条件等は別に定める。

## 登録料(登録規程第10条)

第10条 県協議会は、第5条に定める登録認定を行ったクラブから登録料を受領するものとする。  
2 前項に定める登録料のうち、全国協議会の登録料は、年額5,000円とし、県協議会の登録料は、当面の間は受領しないものとする。

# 1-3 総合型地域スポーツクラブ兵庫県協議会諸規程について(登録基準細則)

登録規程第3条に基づき、県協議会（以下「県協議会」という。）の登録基準に関することについて定めたものである（登録基準細則第1条）

## 基本基準（登録基準細則第2条）

第2条 登録可能と判断する基本的な基準（以下「基本基準」という。）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第2条に準ずるものとする。

## 基本基準の適用範囲（登録基準細則第3条）

第3条 基本基準の適用範囲（運用ルール）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第3条に準ずるものとする。

基本基準		必ず満たすべき運用ルール
分類	個別基準	
(1)活動実態に関する基準	①多種目(複数種目)のスポーツ活動を実施している。	・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。
	②多世代(複数世代)を対象としている。	・次の世代区分のうちいずれか2区分以上の会員※2がいる。 (世代区分) A)未就学児、B)小学生、C)中学生、D)高校生(～18歳)、E)～29歳、F)～39歳G)～49歳、H)～59歳 I)～69歳、J)70歳～
	③適切なスポーツ指導者を配置している。	・クラブマネージャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネージャー又はアシスタントマネージャー資格を有している。※3 ・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者(以下「公認スポーツ指導者」という。)を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。※3
	④安全管理体制を整備している。	・緊急連絡体制を整備している。※4
(2)運営形態に関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。	・規約等※5・事業計画・予算、事業報告・決算を議決する意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)の所在する市町の住民である(又は当該市町の住民と当該市町に隣接する市町の住民を合算すると過半数である)。 ・非営利組織である。※6
(3)ガバナンスに関する基準	⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・規約等※5の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。
	⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録(出席者が明記されているもの)が提出されている。

※1: 定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。

※2: 会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す(月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない)。ただし、この基準を満たす総合型クラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として当面の間は申請した総合型クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。

※3: 当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由として、登録を不可とすることはしない。

※4: 不測の事態に備え、予め、医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。

※5: 規約・会則・定款等を指す。

※6: 営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。



# 1-3 総合型地域スポーツクラブ兵庫県協議会諸規程について(登録審査細則)

登録規程第4条に基づき、県協議会が実施する登録審査に関することについて定めたものである(登録審査細則第1条)。

## 登録審査委員会(登録審査細則第2条)

第2条 県協議会は、登録審査を実施するため、「総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会(以下「登録審査委員会」という。)」を設置する。

## 登録審査委員会の構成(登録審査細則第3条)

第3条 登録審査委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。

2 委員長及び委員は、次に示す者の中からそれぞれ1名以上を県協議会の代表者が委嘱する。

①県体協役員 ②県行政担当者 ③県協議会役員 ④学識経験者

## 登録審査方法(登録審査細則第8条)

第8条 登録審査委員会は、登録審査として書類審査及び実地審査を行う。ただし、登録審査委員会の判断で、実地審査を省略することができる。

2 書類審査は、総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)から提出を受けた以下の申請書類①から⑨を基に行う。

申請書類①. 登録基準確認用紙

申請書類②. 基礎情報書類(総合型クラブ概要等)

申請書類③. 規約・会則・定款等

申請書類④. 役員名簿

申請書類⑤. 総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算

申請書類⑥. 総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算

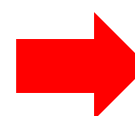
※申請年度に創設した総合型クラブは提出不要

申請書類⑦. 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果

申請書類⑧. 上記⑤及び⑥を議決した際の議事録

※申請年度に創設した総合型クラブは⑥を議決した際の議事録は提出不要

申請書類⑨. スポーツ団体ガバナンスプラットフォームが発行する登録証写し



①②④⑦⑧⑨は指定様式

③⑤⑥⑧は任意様式

3 実地審査は、原則として総合型クラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者(クラブマネージャー等)が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員を含む2名以上が実施する。

## 形式審査(登録審査細則附則1)

1 本細則は、令和3年9月6日から施行する。ただし、第8条第2項については、令和5年3月末日までの間は、審査方法を形式審査とする。



# 1-3 総合型地域スポーツクラブ兵庫県協議会諸規程について(登録認定細則)

登録規程第5条に基づき、県協議会が実施する登録認定に関することについて定めたものである(登録認定細則第1条)。

## 登録認定リストの作成(登録認定細則第2条)

第2条 県協議会は、総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会から提出を受けた登録審査結果・登録更新審査結果を基に、別に定められた様式を用いて兵庫県総合型地域スポーツクラブ登録認定リスト(以下「登録認定リスト」という。)を作成する。

## 登録認定リストの提出(登録認定細則第3条)

第3条 県協議会は、前条で作成した登録認定リストを9月末日までに、総合型地域スポーツクラブ全国協議会(以下「全国協議会」という。)に提出する。

## 登録料の收受及び認定証の発行(登録認定細則第4条)

第4条 県協議会は、全国協議会から登録認定リストの登録が完了した旨の通知を受理した後、登録認定リストに記載の総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)に対して全国協議会幹事長名による認定証を発行する。

# 1-3 総合型地域スポーツクラブ兵庫県協議会諸規程について(登録更新審査細則)

登録規程第7条に基づき、県協議会が実施する登録更新審査に関することについて定めたものである(登録更新審査細則第1条)。

## 登録更新審査方法(登録更新審査細則第3条)

第3条 登録審査委員会は、登録更新審査として、書類審査及び実地審査を行う。ただし、登録審査委員会の判断で、実地審査を省略することができる。

2 登録更新審査は、年度ごとに行う。

3 書類審査は、総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)から提出を受けた以下の申請書類①から⑨を基に行う。ただし、申請書類⑤、⑥、⑧は、登録審査委員会の判断で総合型クラブからの提出を省略することができる。

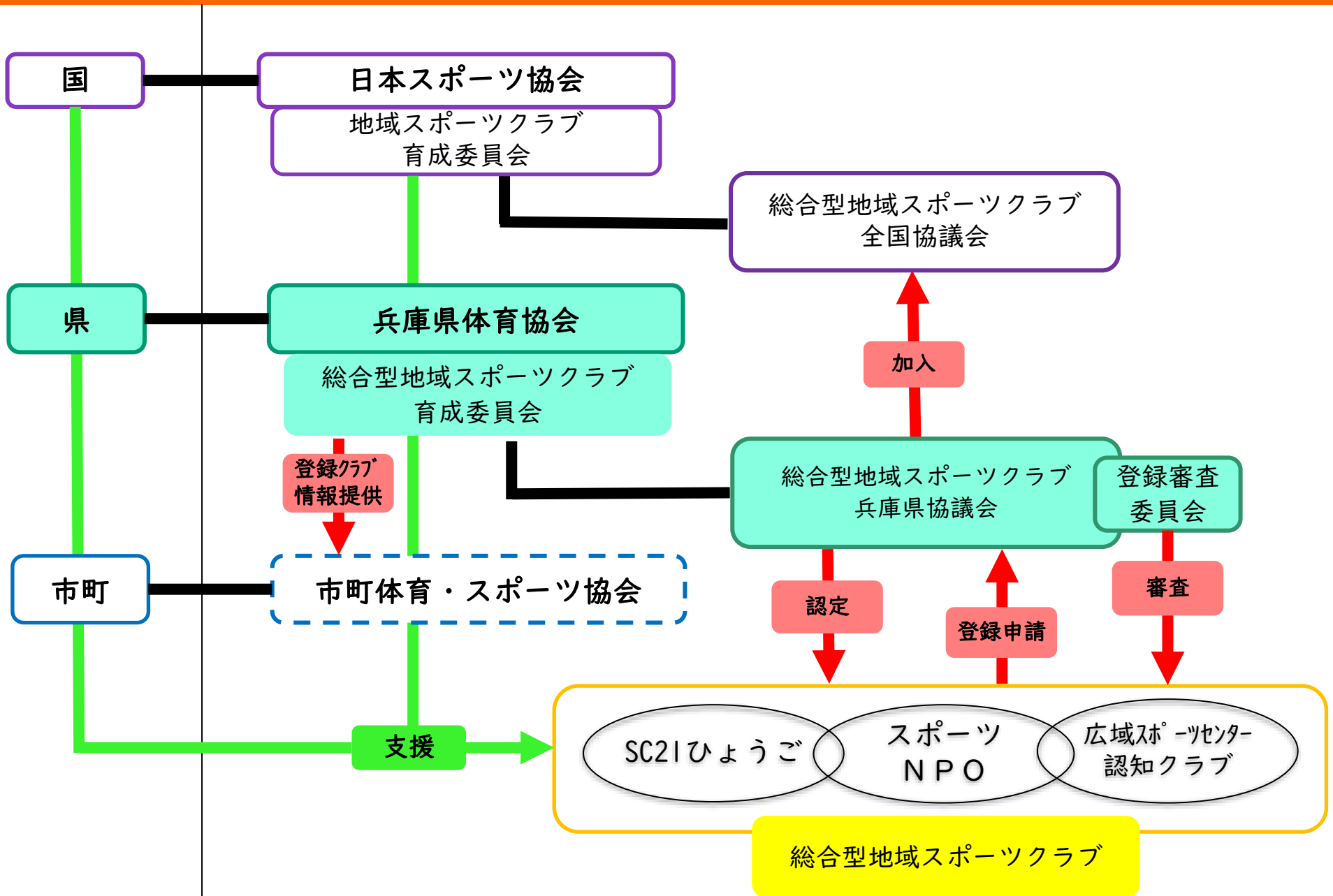
<参考>

申請書類⑤. 総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算

申請書類⑥. 総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算

申請書類⑧. 上記⑤及び⑥を議決した際の議事録

# 2-1 総合型地域スポーツクラブ登録認証制度 体制図



# 2-2 総合型地域スポーツクラブ登録支援事業(県体育協会独自)

- ◆総合型地域スポーツクラブ登録認証制度の導入に伴い、各クラブにおいては、登録基準を満たす等の取組により組織基盤やガバナンスの強化を図ることが求められている。
- ◆クラブの「登録基準」を満たす等の取組は、組織基盤やガバナンスを強化し、住民や行政等からの信頼性の向上に繋がる。



**令和4年度は登録基準を満たなくとも登録が可能な予備登録期間であることを踏まえ、予備登録申請の促進に向けた取組や、予備登録を行ったクラブが本登録までの間に登録基準を満たすことができるよう支援を行うことで、登録基準を満たすクラブ数の増加を図ることを目的とする。**

## 事業内容 (1)~(3)は令和3年10月1日より

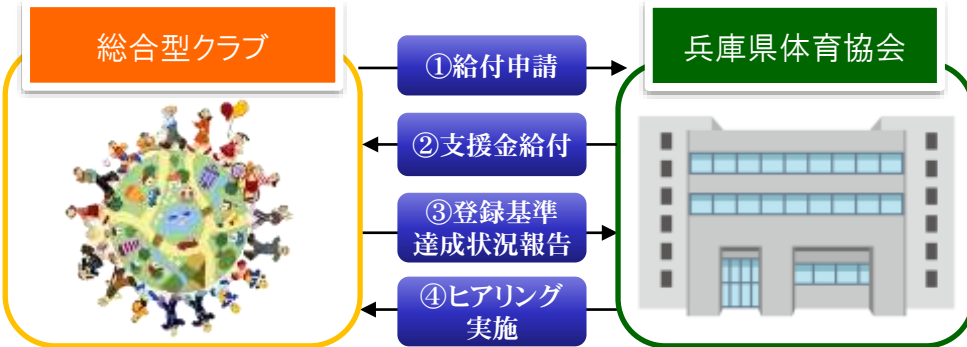
- (1) 相談窓口の開設**  
登録申請手続きの相談窓口を開設し、登録申請手続き等の支援を行います。
- (2) クラブアドバイザーの派遣**  
総合型地域スポーツクラブやクラブ連絡協議会等に本協会配置の「クラブアドバイザー」を派遣し、クラブ役員等への登録認証制度の説明や登録申請書類の作成等のサポートを行います。
- (3) 登録申請特設サイトの開設**  
本協会HPに登録認証制度の特設サイトを作成し、登録認証制度の各種資料の公表とともに、登録申請時の注意点や登録申請書類の作成方法等を開設した動画などを公開します。

**(4) 登録準備支援金の給付(令和4年度)**  
令和4年度に予備登録申請を行ったクラブのうち、本登録に向けて実施する登録基準を満たすための取組等を行うクラブを対象として、登録準備支援金(1クラブあたり10万円程度)を給付する。支援金は①登録基準を満たすための取組にかかる費用、②予備登録申請に要した費用として活用できます。

- (例)
- ①公認スポーツ指導者資格取得にかかる費用
  - ②会議開催にかかる費用
  - ③種目数や会員世代を拡大するために必要な費用等



## 登録準備支援金について(案)



- ① 給付申請**  
予備登録申請時に給付申請も併せて行います(令和4年4月~7月)
- ② 支援金給付**  
予備登録申請書類の受付後、予備登録受付票を送付します。受付票の発行後、1ヶ月を目途に支援金を給付します。
- ③登録基準達成状況報告**  
登録基準をすべて満たすか、支援金給付から6ヶ月を経過した時点で登録基準達成状況報告書を提出ください。
- ④ヒアリング実施**  
取組状況報告を確認し、登録基準に満たない場合等に本協会職員がヒアリングを行います。

※登録準備支援金の執行にかかる証憑書類等の提出は求めませんが、適切な事務処理のうえ、関係書類を5年間保管してください。  
※令和4年11月に予備登録クラブとして認定を行いますので、認定後、必ず登録料(5,000円)を納入してください。期限までに登録料を納入いただけない場合、支援金の給付を取り消す場合があります。

支援金を受給するクラブの義務  
 予備登録の登録料を納入すること。  
 登録基準達成状況の報告を行うこと。  
 ヒアリングの実施に協力すること。

## 2-3 各関係機関への登録認証制度への御協力をお願い

### 市町行政

- ・ 「スポーツクラブ21ひょうご」等の地域スポーツ団体への登録認証制度の周知
- ・ 登録認証制度を活用した総合型地域スポーツクラブの質的充実に向けた取組の推進
- ・ 登録認証を受けた総合型地域スポーツクラブの広報への協力

### 市町体育・スポーツ協会

- ・ 総合型地域スポーツクラブとの連携等による地域スポーツ推進への取組
- ・ 登録認証制度を受けた総合型地域スポーツクラブの広報への協力

### SC21地区・市町連絡協議会

- ・ 貴協議会加盟クラブへの登録認証制度の周知
- ・ 登録認証制度への参加促進に向けた取組

## 2-4 令和4年度からの予備登録申請に向けた今後のスケジュール

令和3年10月

登録認証制度の周知の取組

- ①登録認証制度リーフレットの配布（10,000部）
- ②登録認証制度地区・市町・個別説明会の開催（随時）

※各地区、市町、クラブからの要望に応じて説明会を開催します。開催を希望される団体は、兵庫県体育協会（TEL 078-332-2344、担当：勢子・與那覇）までご相談ください。

令和3年10月～  
令和4年2月

兵庫県体育協会HPに登録認証制度の特設サイトを開設

- ①登録認証制度の各種資料の掲載（制度の概要、各種規程、Q & A集など）
- ②登録申請様式の掲載
- ③登録申請書類作成時の注意点をまとめた動画を随時アップロード

令和4年3月予定

登録準備支援金の申請関係書類の案内

令和4年4月～7月

登録認証制度予備登録申請・登録準備支援金申請 受付開始

※予備登録申請書類に不備がある場合は、申請を差し戻しをする場合があります。  
※登録準備支援金の支払いは、予備登録申請が受理されたクラブに対して、随時行う予定です。

令和4年8月

登録認証制度予備登録審査（形式審査）、  
審査結果の通知・登録料（5,000円）の請求（県→クラブ）

※形式審査とは、登録基準に満たないことを理由に登録不可にすることはしないことをさします。

令和4年9月

登録認定リストを提出（県→全国）

令和4年10月

登録料の納入（10月末まで）、認定証の発行（県→クラブ）